

🌸 妊婦健康診査追加(15回目・16回目)費用の助成について 🌸

妊娠 40 週以降に妊婦健康診査の受診が必要な方で、すでに交付されている妊婦一般健康診査(以下「妊婦健診」)受診票を 14 回分すべて使用済みの場合、最大 2 回分(15・16 回目)の費用の一部を助成します。船橋市外の医療機関で受診票を利用できずに健診費用を支払った場合、市に申請をすることで助成を受けることができます。⇒以下、この方法を「償還払い」の手続きと言います。

【助成対象者】

- ・令和6年4月1日以降に受診した妊娠 40 週以降の妊婦健診(医師が認めた場合に限り、40 週未満でも可)
- ・妊婦健診受診日当日に船橋市に住民登録がある方
(※受診日当日に船橋市外へ転出される(住民票を異動する)方は対象外です)
- ・すでに交付された 14 回分の妊婦健診受診票をすべて使用済の方

【助成対象の健診】

- ・14 回分の受診票をすべて使用し、15 回目以降の費用を自己負担した妊婦健診
- ・保険外適用の妊婦健診(保険適用分の健診や、受診票に記載の公費負担項目以外は対象外です)

【助成金額、回数】

- ・1 人につき 1 回あたり上限 4,500 円
- ・最大 2 回まで(15 回目・16 回目)

※助成上限額と実際に自己負担した保険適用外の妊婦健診料を比較して、低い金額が対象金額となります。

全額助成ではなく、自己負担が生じる場合があります。

【申請について】

- ・母子手帳別冊に綴られている妊婦健康診査受診票(15・16 回目)に、受診結果を医療機関で記入してもらい、医療機関窓口にて妊婦健康診査の費用をお支払いください。(保険診療外の健診が助成対象です)
- ・申請の有効期限は健診の受診後、2年以内(※受診日の2年後まで)です。一括申請可能ですので、必要書類を持参の上、早めに申請をしてください。
(※ただし、市外に転出予定の方は、転出前に申請をしてください。)
- ・書類審査後に「助成金支給決定通知書」を送付します。申請日から原則として60日以内に申請者の口座に助成金額をお振込みします。

【必要書類】

1. 母子健康手帳(妊娠中の経過のページが必要になります)
2. 領収書・診療明細書
妊婦氏名、診療年月日、医療機関名、妊婦健診費用について記載されていること
3. 未使用の妊婦健診追加(15・16回目)受診票(母子健康手帳別冊に綴られています)
医療機関等による健診内容の記載・押印がされていること
4. 振込先がわかるもの(キャッシュカード・通帳など)
妊婦氏の名義で、銀行名、支店名、口座番号がわかるもの(家族カード不可)
5. 印鑑(認印で可、シャチハタ不可)

【申請場所】

- ・各保健センター
- ・船橋駅前総合窓口センター(フェイスビル5階)⑩番母子保健窓口
※(本庁舎の母子健康手帳コーナーでは受け付けできません。)

<問い合わせ先>

船橋市 地域保健課 (妊婦・乳児一般健康診査担当) / TEL 047-409-3274